

タイトル～<広告宣伝の規制強化は、「更なる強化」となるのか?>

■2つの「広告・宣伝」に関する内容から…。

10日前の「1月18日」、【全日遊連全国理事会】にて、「警察庁山田保安課長の行政講話」がありました。その後の、先週「1月25日」に、【札幌方面遊技事業協同組合(及び札幌遊技業協同組合)】から組合報が発せられました。タイトルは<「ぱちんこ営業の広告・宣伝及び構造・設備に係る自主規制規約」に一部改正について>とある。特段関連がある訳では無いが、【関連の一例】として、<広告・宣伝の(自主)規制の強化>について考えてみる。

■具体的な「一例」として…【北海道・札幌組合】から。

重要なポイントとして、札幌協の【一部改正の経緯】に注目したい。札幌協はその理由として…

【「平成30年12月26日」に北海道警保安課から、

『最近、情報誌記者、ユーチューバー、並ばせ屋といった人物の来店を告知する広告、宣伝が目立ってきているが、これらの事前告知はホールによるイベント告知の一形態と疑わざるを得ず、個々の事案にもよるが「射幸心をそそるおそれのある方法での営業」に該当する可能性が極めて高いと認められることから、組合として対策を講じられたい』旨の行政指導を受けた。…との事ですね。

更に、札幌協は追記として以下の様に述べている。

『情報誌などの取材を受ける行為や取材を要請するような行為自体は風営適正化法に抵触するものではない』として、イベント(ショーの類)の開催自体を制限するものではないとの指導であった。

- ココで重要な事は、『警察行政は、**広告の規制や違法性を指摘している訳では無い**』と言う事。
⇒北海道の風俗営業条例でも、ショーの類は規制されていない。
- 行政側が問題提起しているのは、「**広告の規制**」では無く、【**宣伝の方法の問題**】である事です。

■併せ「全日遊連での行政講話」も検証しておこう。

先日「1月18日」の山田課長の行政講話から、関連内容をピックアップしてみましょう。

依然として、特定の日に特定の遊技機を示し、イベント開催を告知して射幸心をそそるものや、隠語を用いて規制の目をかいくぐろうとするような悪質な事案が発生しており、非常に残念に感じています。こうした**広告・宣伝**を行うことは、現在業界で進めている**ぱちんこへの依存防止対策に逆行する行為にも当たるのではないかと思います。(中略)**加えて、**広告・宣伝**については、**依存防止対策の観点からもその在り方が問われている**ところです。**ギャンブル等依存症対策基本法**においては、**広告・宣伝を含む事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなる**ことが求められています。こうした基本法の理念を踏まえ、**ぱちんこへの依存防止に資する**ような**広告・宣伝の在り方**についても、業界としての**自主的な取組**を検討していただきたいと思ひます。

- ご覧の通り、警察庁は従前の「**風営法の違法性**」を問う姿勢から、「**ギャンブル等依存症対策基本法**」やホールの「**依存対策**」を問う姿勢に変わって来ている事が分かります。今後もこの「**広告宣伝の在り方を問う**」根拠が、【**風営法⇒依存対策**】になる事が必然の流れになるでしょう。とは言え無論、当然従来の通り、「**風営法違反**」や「**条例違反**」を根拠に、その【**宣伝の手法**】を問われる事も十分にありますが汗
では次に、「**風営法**」を根拠とした【**広告宣伝の規制**】について検証してみましょう。

■広告内容の「風営法違反」の根拠は・・・『4つある』。

現在、以下の【4つの法文】によって、広告宣伝規制が敷かれているのが現実です。

●従来の法規制下において『3つある』

①【風営法第16条】

・・・「風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。」

②【施行規則第7条】～「4号営業の二」

・・・「善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。」

③【風俗営業等施行条例】(遵守事項)⇒風営法上では、「条例遵守違反」に問われる。

・・・(一例)『著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。』

「上記①・②・③」に関しては、直接的に「方法」または「写真」「広告物」「装飾」「設備」または「行為」と示している。

●そして、新規則改正にて『追加された規則がある』

④【風営法施行規則38条】～『管理者の義務追加(11号)』

・・・ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業にあつては、客がする遊技が過度にわたることがないようにするため、客に対する情報の提供その他必要な措置を講ずること。

「上記④」に関しては、『客がする遊技が過度にわたることがないようにするため』と言う前提条件が付けられ、それは即【依存対策】の事を指している。

⇒直接「依存対策」と言う言葉に記載は無いが、『依存対策を講ずること(と言う解釈)』と示された場合、とある広告宣伝の「モノ・手法」が、『講じていない』または『反する』と捉えられた場合、【風営法施行規則38条違反】を問われる可能性が、既に現実的なものになっています。(※上記・「全日遊連行政講話」を参照して見て下さい)

<このコラムは、[フリーコンテンツ](#) に該当しております。情報共有可としますが、転載・改ざん等はお控えください>
<また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします>

TKC～【法人セミナー】のご案内

「TKCセミナー」は、基本的に「単一法人様」または「団体」での勉強会となります。

各法人・団体様の意向を踏まえ、内容はカスタマイズさせていただきます。

※組合様等の場合、内容にて摺り合せが必要な場合がございますので、ご相談させて頂く事となります。

<日 時>:ご依頼会社様の希望とのご相談の上、決定させていただきます

<場 所>:ご依頼会社様にて、手配をお願い致します。

※関西エリアにおいては「大阪元町・スリーストーン大阪営業所」開催は可能(概ね15名まで)

<時 間>:「1日＝4～5時間」が基本となります。(休憩含む拘束時間です)

<費 用>:基本価格～「1開催＝15万円」となります。

<内 容>:ご依頼会社様とのご相談の上決定させていただきます。

※基本的内容は、「業界情報」・「パチンコ運用」・「店舗全体運営」の内容が中心となります。

※「業界動向セミナー」は、随時必要なタイミングにての開催を推奨いたします。

※「パチンコ・係数管理運用セミナー」は、2回～3回の連続開催を推奨いたします。

<その他>:交通費(長野県長野市から)・宿泊費は別途請求となりますのでご了承くださいませ。

～<セミナーのカスタマイズ>について～

⇒【勉強会開催において、多岐に渡るセミナー内容を同時開催したい場合】等。

弊社内容の他、「スロット運用」・「マーケティング情報」等々、内容のご希望がありましたらご相談下さい。

同日(または別日)、別コンテンツの「専門的講師の推薦紹介」させて頂き、同時(別日)開催となります。

(※この場合、別途講師費用と諸経費が加算されますので、ご了承くださいませ)

<お問い合わせ>

弊社代表「高橋正人」まで、ご連絡下さいませ。

【メールアドレス】:info@tkc-g.jp

【電話連絡】:(会社)026-256-9677 (携帯)090-3063-1757

有限会社 トータル・ノウ・コネクションズ

住所:長野県長野市南堀530-5

TEL:026-256-9677 FAX:026-256-9688

ホームページ <http://www.tkc-g.jp>

メールアドレス info@tkc-g.jp
